

安全への取り組み

両備グループ安全宣言

社会正義の経営方針に則り、交通運輸各社は、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指して頑張ることを宣言します。

両備グループ代表 小嶋光信

活動方針

両備グループ安全マネジメント委員会を中心に、労使参加で、より現場に密着した効果的な活動を展開し、目標である「日本一安全な運輸企業」を目指します。

※SSP-UP= S=safety & security（安全），S=service(サービス)，P=productivity（生産性）

安全方針

- 1.安全運航を第一とし、法令順守し、基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- 2.船舶の整備を的確に行い、日常点検を厳正に行なうこと。
- 3.点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- 4.教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- 5.万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関への連絡をとること。

2025年度重点実施事項

1. 海難事故防止：数値目標 0 件（前年 0 件）

- ①5SAFの徹底
- ②見張りの徹底と船舶間コミュニケーション(VHF・汽笛信号)の促進
- ③ストレスチェックによるメンタルヘルス対策の実施
- ④発航前点検の確実な実施と飲酒チェック・体調チェックの徹底
- ⑤安全確認、入港後の後進テストの適切な実施
- ⑥計画的な定期点検の実施による不具合箇所の早期発見・安全確保
- ⑦指定箇所における指差し呼称の日常的な励行による安全確保
- ⑧毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証とKYTによる海難事故の未然防止
- ⑨気象悪化に伴う運航可否の適切な判断・走錨事故防止対策の徹底

2. 労働災害防止：数値目標 0 件（前年 1 件）

- ①5SAFの徹底
- ②作業マニュアルの遵守と基本動作の徹底により不安全行動を防止
- ③毎年2回以上船の安全点検チェックリスト(28項目)による改善活動
- ④ヒヤリ・ハット情報に基づく労働災害防止対策の徹底
- ⑤機器類の日常・月次・法令点検実施による不良箇所の早期発見と修理・交換
- ⑥作業機器類操作マニュアルの再確認
- ⑦KYTにより労働災害の未然防止を図る

3. 船内車両事故防止：数値目標 0 件（前年 1 件）

- ①車輛誘導マニュアルの遵守と基本動作の徹底
- ②毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット情報の検証とKYTにより船内事故の未然防止を図る
- ③歯止めの適切な使用方法の徹底と取り忘れの防止
- ④二輪車に対し緩衝材等の使用とロープによる確実な固定の徹底。重い荷物を搭載している場合は荷物を降ろしてもらうようお客様に伝える

アルコールチェックの厳正な実施

船員法施行規則改正に合わせ、2020年4月より安全管1要見程を変更し、新たなチェック体制を整えました。



ブリッジ内へのドライブレコーダーの設置

操船事故の防止に向け、2020年5月よりブリッジ内撮影用カメラを全ての船舶に設置しました。



安全教育の実施

運航管理者や乗組員に対し、社外講師を招聘してセミナーを開催する等、運航管理に関する知識、意識の向上を図っています。



各種訓練の実施

重大事故を想定し、乗組員並びに陸上職員が冷静かつ確に行動できるように、関係機関と合同で様々な訓練を実施しています。

1 テロ対策訓練



2 火災消火訓練



3 避難誘導訓練



4 機器故障非常時訓練



内部監査の実施

フェリーユニット各社の運航管理者で構成された監査チームによる相互監査（ワロスチェツワ）で、現行の安全管理体制の適合性・有効性の確認、基本的なPOCAの確認を毎月1回行っています。

ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

収集したデータのリスク評価を行い、要対策事例に関しては改善活動を展開。再発防止策を策定の上、毎月1回の安全マネジメント会議にて共有しています。

K Y T（危険予知トレーニング）

K Y Tイラストシートを用い、K Y T基礎4 R法により各線で毎月実施しています。

Q C活動

各航路毎に毎年サークルを立上げ活動を行い、その中から選抜したサークルがR Q C（両備グループのQ C活動）にエントリーし活動発表会に参加しています。

過去 5 年間の事故件数(2020～2024)

- ① 海難事故…………… 0 件
- ② 労働災害…………… 3 件
- ③ 車両事故…………… 3 件

過去 5 年間の行政処分の件数

0 件

「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」URL: <https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

運航の判断について

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高	視程
15 mis以上	1.5m以上	500 m以下

安全に係る設備

船名	救命胴衣	救命浮環	救命浮器
おりんぴあどリーむせと	大人用 500着 子供用 51着	4個	12名用21箇
おりんぴあどリーむ	大人用 510着 子供用 51着	41個	12名用22箇
第一こくさい丸	大人用 509着 子供用 51着	4個	12名用22個
第十一こくさい丸	大人用 510着 子供用 63着	8個	12名用21個
第一きりしま	大人用 15着	2個	無

緊急時の通信手段

各船とも携帯電話の他に緊急時、海上保安庁や他船とも連絡が取れる国際VHF無線や現在地を知らせる船舶自動識別装置(A I S)を装備。

* 第一きりしまについてはAIS搭載無

損害保険に関する内容

船名	船客傷害賠償保険 賠償限度額
すべての船舶	一人あたり1億円

船舶検査の受検状況

すべての船舶は船舶安全法に基づく船舶検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を毎年受検。

* 最新の船舶検査証書交付日

おりんぴあどリーむせと	令和6年6月3日交付	有効期間	令和11年4月21日まで
おりんぴあどリーむ	令和2年7月2日交付	有効期間	令和7年6月2日まで（7月1日まで延長申請）
第一こくさい丸	令和4年4月22日交付	有効期間	令和9年6月26日まで

第十一こくさい丸	令和6年2月20日交付	有効期間	令和8年6月24日まで
第一きりしま	令和4年1月19日交付	有効期間	令和10年3月5日まで